

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6083000号
(P6083000)

(45) 発行日 平成29年2月22日(2017.2.22)

(24) 登録日 平成29年2月3日(2017.2.3)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 B 15/00 (2006.01) A 4 5 B 15/00

請求項の数 5 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2015-135338 (P2015-135338)
(22) 出願日 平成27年7月6日(2015.7.6)
(65) 公開番号 特開2017-12659 (P2017-12659A)
(43) 公開日 平成29年1月19日(2017.1.19)
審査請求日 平成27年9月14日(2015.9.14)(73) 特許権者 510165563
有限会社 阪上販売
大阪府八尾市桂町6丁目1番2号
(74) 代理人 230115336
弁護士 山下 綾
(74) 代理人 100071548
弁理士 山下 賢二
(72) 発明者 阪上 和輝
大阪府八尾市桂町6丁目1番2号 有限
会社阪上販売内
審査官 梶本 直樹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 雨傘用の濡れ防止膜

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

展開状態の傘布へ外側から部分的にオーバーラップし得るほぼ二等辺三角形の膜本体と、その膜本体における上記傘布の周縁部と対応位置する底辺から連続一体に張り出し延長されたほぼ四角形の垂れ膜片とを備え、

上記膜本体の頂点に石突への係止孔を形成すると共に、同じく膜本体の底辺に複数の露先受け入れスリットを開口分布させて、

上記係止孔を雨傘の石突へ係止した後、上記露先受け入れスリットを同じく雨傘の露先へ差し込み係止させることにより、その膜本体を傘布へオーバーラップさせた使用時には、その傘布の周縁部から上記垂れ膜片が自づと折れ曲がって垂れ下がることとなるように定めたことを特徴とする雨傘用の濡れ防止膜。

【請求項2】

膜本体の露先受け入れスリットを雨傘における親骨の長手方向に沿い延在する1条の長孔として切り欠いたことを特徴とする請求項1記載の雨傘用の濡れ防止膜。

【請求項3】

二等辺三角形に造形された膜本体の頂角を約135度として、その膜本体の底辺に沿い合計4個又は合計8個の露先受け入れスリットを等間隔おきに開口分布させたことを特徴とする請求項1記載の雨傘用の濡れ防止膜。

【請求項4】

石突への係止孔を膜本体と別個の弾性材から成る係止リングとして、その二等辺三角形

10

20

をなす膜本体の頂点へ取り付け一体化したことを特徴とする請求項 1 記載の雨傘用の濡れ防止膜。

【請求項 5】

膜本体とその底辺からの垂れ膜片を傘布の生地と同じ材質から作成すると共に、夜間に光を受けて反射する蛍光帯を、上記垂れ膜片の裾部に沿って取り付けしたことを特徴とする請求項 1 記載の雨傘用の濡れ防止膜。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は雨傘用の濡れ防止膜に関する。

10

【背景技術】

【0002】

雨傘の使用中でも、その使用者の肩や背中を初め、手提げ袋や背負いバッグなどの所持物が濡れることを防ぐ用具としては、特許文献 1～4 に記載の各種が提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2003 - 33211 号公報

【特許文献 2】特開 2006 - 247149 号公報

【特許文献 3】特許第 4119220 号公報

20

【特許文献 4】実用新案登録第 3179352 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところが、上記特許文献 1、2 に開示された傘の構成では、その濡れ防止用の雨避け片（補助生地）（7）を傘布（主生地）（6）の外周縁部（6a）へ、縫い付けや接着、溶着、その他の材質に応じた方法によって取り付けなければならない、その取り付け状態での特殊な傘として販売されるものであるため、使用者の必要に応じて取り付けた、或いは取りはずしたりして、便利良く使用することができない。

【0005】

30

又、上記傘布（主生地）（6）の外周縁部（6a）に取り付けられている雨避け片（補助生地）（7）を、面ファスナー（15）（15）（8a）（8b）同士の接合によって、傘布（主生地）（6）の内側へ折り返し状態に収納することができるとしても、その作業は甚だ煩わしく、特に子供や老人にとってすばやく整然と収納することは到底不可能である。

【0006】

更に、上記特許文献 3 に開示された雨傘装置の構成でも、天蓋（傘布）（3）又はその力骨（親骨）（2c）にパイプ（4a）を固着する一方、これと係脱自在に係合するパイプ嵌入棒（4a'）を、エプロン片（5）の縁部へ固着しておく必要があり、上記エプロン片（5）をたとえ取りはずし携帯できるとしても、その傘本体（2）自身が特殊・高価となる。

40

【0007】

この点、上記特許文献 4 に開示された傘用の雨漏れ防止ガードでは、傘（u）自身として市販品を使え、その傘（u）から遮蔽シート本体（1）を取りはずせる利点があるとしても、その遮蔽シート本体（1）の上縁に形成したフック状の連結支持部（3）を、傘骨（p）と傘布との間隙へ差し込み係止させるようになっているだけであるため、傘布の周縁部（下縁部）と遮蔽シート本体（1）の上縁部との相互間に発生する継ぎ目から、雨水が遮蔽シート本体（1）の内側へ必ず落下することになり、その遮蔽シート本体（1）を設置した意味が無くなるのである。

【課題を解決するための手段】

50

【0008】

本発明はこのような諸問題の改良を目的としており、その目的を達成するために、請求項1では展開状態の傘布へ外側から部分的にオーバーラップし得るほぼ二等辺三角形の膜本体と、その膜本体における上記傘布の周縁部と対応位置する底辺から連続一体に張り出し延長されたほぼ四角形の垂れ膜片とを備え、

【0009】

上記膜本体の頂点に石突への係止孔を形成すると共に、同じく膜本体の底辺に複数の露先受け入れスリットを開口分布させて、

【0010】

上記係止孔を雨傘の石突へ係止した後、上記露先受け入れスリットを同じく雨傘の露先へ差し込み係止させることにより、その膜本体を傘布へオーバーラップさせた使用時には、その傘布の周縁部から上記垂れ膜片が自づと折れ曲がって垂れ下がることとなるように定めたことを特徴とする。

10

【0011】

又、請求項2では膜本体の露先受け入れスリットを雨傘における親骨の長手方向に沿って延在する1条の長孔として切り欠いたことを特徴とする。

【0012】

請求項3では二等辺三角形に造形された膜本体の頂角を約135度として、その膜本体の底辺に沿って合計4個又は合計8個の露先受け入れスリットを等間隔おきに開口分布させたことを特徴とする。

20

【0013】

請求項4では石突への係止孔を膜本体と別個の弾性材から成る係止リングとして、その二等辺三角形をなす膜本体の頂点へ取り付け一体化したことを特徴とする。

【0014】

更に、請求項5では膜本体とその底辺からの垂れ膜片を傘布の生地と同じ材質から作成すると共に、

【0015】

夜間に光を受けて反射する蛍光帯を、上記垂れ膜片の裾部に沿って取り付けしたことを特徴とする。

【発明の効果】

30

【0016】

請求項1の上記構成によれば、濡れ防止膜における膜本体の頂点位置に形成された係止孔を、雨傘の石突へ係脱自在に係止した後、その膜本体の底辺に開口分布された複数の露先受け入れスリットを、雨傘の露先へ抜き差し自在に差し込み係止させるという比較的簡単な作業により、上記濡れ防止膜を雨傘へ、その垂れ膜片が傘布の周縁部から自づと正しく垂れ下がる状態に取り付け使用することができ、使用者の必要に応じては上記濡れ防止膜を取りはずして、雨傘のそれ自身を従前どおり単独で使用することもできるため、著しく便利である。

【0017】

しかも、濡れ防止膜を雨傘へ取り付ければ、そのほぼ二等辺三角形の膜本体が傘布を外側から被覆するオーバーラップ状態となり、その膜本体と連続一体のほぼ四角形な垂れ膜片が、傘布の周縁部から自づと折れ曲がって垂れ下がり、使用者の身体を部分的に包囲する結果となり、傘布との相互間に継ぎ目を発生することがないため、その傘布から濡れ防止膜の囲い内部へ雨水の落下するおそれはない。

40

【0018】

その場合、請求項2の構成を採用するならば、雨傘における親骨の露先に長さや太さなどの相違変化があっても、その露先へ濡れ防止膜における膜本体の露先受け入れスリットを容易・確実に差し込み係止させることができ、その差し込み係止作業時の調整に役立つ。

【0019】

50

請求項 3 の構成を採用するならば、傘布が合計 8 本の親骨によって 8 等分された雨傘である場合には、上記濡れ防止膜の膜本体に開口分布する露先受け入れスリットを合計 4 個とし、又傘布が合計 16 本の親骨によって 16 等分された雨傘である場合には、同じく濡れ防止膜の膜本体に開口分布する露先受け入れスリットを合計 8 個として、その何れの場合にもほぼ二等辺三角形をなす上記膜本体の頂角は約 135 度に設定することにより、使用者の身体は勿論のこと、その背負った乳幼児やランドセル、手提げ袋などの所持物を雨水の濡れから防護することができ、且つ使用者の視界も必要最小限度に確保し得る効果がある。

【0020】

又、請求項 4 の構成を採用するならば、雨傘の石突に太さの相違変化があっても、濡れ防止膜における膜本体の頂点位置に形成された係止リングを、それ自身の弾力性によって石突へ容易・確実に密着させることができ、その使用中に石突から膜本体の不慮に脱落するおそれはない。

【0021】

更に、請求項 5 の構成を採用するならば、夜間に通行車両などからの光を受けて反射する蛍光帯により、使用者を安全に保てる効果がある。

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図 1】本発明の濡れ防止膜を雨傘に取り付けた状態の前方（正面）から見た斜面図である。

【図 2】図 1 の露先部分を拡大して示す背面図である。

【図 3】図 2 の 3 - 3 線断面図である。

【図 4】上記濡れ防止膜を雨傘に取り付けた状態の背後方向から見た斜面図である。

【図 5】図 4 の平面図である。

【図 6】濡れ防止膜を抽出して示す展開正面図である。

【図 7】図 6 の 7 - 7 線に沿う拡大断面図である。

【図 8】上記濡れ防止膜の好適な変形実施形態を示す図 6 と対応する展開正面図である。

【図 9】図 8 の 9 - 9 線に沿う拡大断面図である。

【図 10】図 8 の 10 - 10 線に沿う拡大断面図である。

【図 11】上記濡れ防止膜を雨傘に取り付けた使用状態の側断面図である。

【図 12】雨傘の上記濡れ防止膜も含む折りたたみ過程を示す斜面図である。

【図 13】図 12 からの結束状態を示す断面平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0023】

以下、図面に基いて本発明の実施形態を詳述すると、図 1 ~ 5 はその手開き式（非自動展開式）の雨傘を例示しており、(10) は金属管材から成る一定長さの中棒であって、その上端部には石突(11)と、下端部には握り柄(12)とが各々取り付け固定されている。石突(11)は金属材や合成樹脂材などからほぼ円柱形に形成されており、握り柄(12)は合成樹脂材や木材などからほぼ J 字形に屈曲形成されている。

【0024】

(13) は上記石突(11)と相俟って傘布(14)の中心部を挟み付けることになる上口ク口であり、合成樹脂材から成る円盤形として、上記中棒(10)の上端部付近に嵌め付け固定されている。傘布(14)は透明又は半透明のビニールシートや、着色又はノ及び模様が施された合成繊維（例えばポリエステルやナイロン）、綿、帆布などの織物生地から成り、撥水性や防水性が与えられている。

【0025】

又、(15) は上記中棒(10)を中心とする等間隔おきでの全体的な放射対称型に分配された複数（図例では合計 8 本）の親骨であり、その基端部が悉く上記上口ク口(13)へ起伏的な回動自在に枢着されている一方、その上口ク口(13)から放射方向へ一定長さだけ張り出す先端部には、悉く別個な露先(16)が差し込み套嵌されている。

10

20

30

40

50

【0026】

上記親骨(15)は金属板材から断面ほぼU字形に折り曲げられており、その露先(16)は金属材や合成樹脂材などから成るキャップ形として、親骨(15)の先端部を安全に被覆する。

【0027】

上記傘布(14)は親骨(15)を外側から全体的に被覆する関係状態にあり、その周縁部が親骨(15)の露先(16)に悉く取り付け一体化されている。そのため、雨傘を図1、4のように展開した使用時には、その傘布(14)が親骨(15)によって内側からの緊張状態に支持されることとなる。

【0028】

尚、上記露先(16)に対する傘布(14)の取付手段としては、傘布(14)がビニールシートである場合これと同種の塩化ビニル樹脂製露先(16)と溶着一体化され、又傘布(14)が綿や合成繊維などの織物生地である場合金属製の露先(16)と紐や糸などを介して締結される。

【0029】

(17)は上記中棒(10)に沿い昇降作用する下口ク口であって、合成樹脂材からほぼ円筒形に形成されており、その径大な上端フランジ部と上記親骨(15)の中途部とが、複数(親骨と同じ合計8本)の受け骨(18)を介して枢支連結されている。(19)はその下口ク口(17)の胴部に開口形成されたハジキ用係止孔である。

【0030】

上記下口ク口(17)を操作手の指先で握り持ち乍ら、中棒(10)に沿って押し上げた時には、雨傘の親骨(15)が展開することとなり、逆に引き下げた時には、同じく親骨(15)が折りたたまれることとなる。

【0031】

(20)(21)はその下口ク口(17)を雨傘の展開状態と折りたたみ状態に各々係止固定する上下一対のハジキであって、何れも金属板材の打抜き加工片から成り、上記中棒(10)の中空内部へ所謂挺子作用する如き弾圧付勢状態に組み込まれている。

【0032】

つまり、両ハジキ(20)(21)の基端部は中棒(10)に各々取り付け固定されており、同じく自由先端部の下口ク口係止爪(図示符号省略)が中棒(10)から各々常時一定高さだけ張り出し露呈するようになっている。

【0033】

上側ハジキ(20)は中棒(10)に沿って押し上げられた下口ク口(17)のハジキ用係止孔(19)と係止することにより、雨傘を展開状態に固定保持し、その状態にある上側ハジキ(20)を操作手の指先により、中棒(10)の中空内部へ押し込み沈没させて、下口ク口(17)を中棒(10)に沿い引き下げれば、その下口ク口(17)のハジキ用係止孔(19)が下側ハジキ(21)と係止することになるため、雨傘の折りたたみ状態を固定保持することができる。その状態にある下側ハジキ(21)を中棒(10)の中空内部へ押し込み沈没させれば、上記下口ク口(17)を押し上げることができることは言うまでもない。

【0034】

(22)は上記傘布(14)に付属一体化された結束バンドであって、着脱自在のハトメホックや面ファスナーなどを具備しており、その締結によって雨傘の折りたたみ状態を安定良く結束することができる。

【0035】

その場合、結束バンド(22)は傘布(14)の生地と同じ材質から成り、図5に示唆する如く、傘布(14)の適当個所へ縫い付けや溶着などの手段によって固着されている。

【0036】

更に、(23)は上記雨傘用の濡れ防止膜であって、透明又は半透明のビニールシート

10

20

30

40

50

や、着色又はノ及び模様が施された合成繊維、綿、帆布などの織物、その他の傘布（１４）の生地と同じ材質から、全体的な野球のホームベースを思わせる五角形の輪郭形状に作成されている。

【００３７】

例えば、傘布（１４）が透明のビニールシートであれば、その濡れ防止膜（２３）も透明のビニールシートとし、傘布（１４）が絵柄をカラープリントされた織物生地であれば、その濡れ防止膜（２３）も同じ絵柄をカラープリントされた織物生地とすることが好ましい。

【００３８】

即ち、上記濡れ防止膜（２３）は図６～１０に抽出して示すように、展開状態の傘布（１４）へ外側から部分的にオーバーラップするほぼ二等辺三角形の膜本体（２３ａ）と、その膜本体（２３ａ）における上記傘布（１４）の周縁部と対応位置する底辺（Ｘ１）から、連続一体に張り出し延長されたほぼ四角形の垂れ膜片（２３ｂ）とを備えている。

10

【００３９】

上記二等辺三角形をなす膜本体（２３ａ）の斜辺（Ｚ）は、図４、５のように雨傘の親骨（１５）とほぼ同じ一定長さを有し、展開した雨傘の親骨（１５）とほぼ平行に延在することとなる。又、同じく膜本体（２３ａ）の頂点（Ｐ）には雨傘の上記石突（１１）へ係脱自在に係止使用される係止孔（２４）が開口形成されている。更に、膜本体（２３ａ）の底辺（Ｘ１）には上記親骨（１５）の露先（１６）を受け入れるスリット（２５）の複数が等間隔おきに開口分布されている。

20

【００４０】

この点、図示実施形態の雨傘では図１や図４、５から明白なように、傘布（１４）が合計８本の親骨（１５）によって８等分されており、上記濡れ防止膜（２３）の膜本体（２３ａ）がその傘布（１４）の全体に占める面積（大きさ・形状）について言えば、その膜本体（２３ａ）は傘布（１４）の少なくとも８分の３を占める面積のほぼ二等辺三角形として、その頂角（ ）が約１３５度に形成されている。

【００４１】

併せて、その膜本体（２３ａ）における傘布（１４）の周縁部と対応位置する底辺（Ｘ１）には、図４、５のような隣り合う４本の親骨（１５）に各々付属している露先（１６）の受け入れスリット（２５）が、その合計４個の何れも親骨（１５）の長手方向（上下方向）に沿って延在する１条ずつの調整長孔として、等間隔おきに切り欠かれており、上記露先（１６）を受け入れやすく定められている。

30

【００４２】

更に言えば、上記濡れ防止膜（２３）の膜本体（２３ａ）と垂れ膜片（２３ｂ）は図８～１０のように、親骨（１５）の長手方向（上下方向）に沿って延在する山脈のような状態に折り曲げ又は接合されており、その各山脈における膜本体（２３ａ）の底辺（Ｘ１）と親骨（１５）の露先（１６）との交叉部分だけに、一定長さの露先受け入れスリット（２５）が稜線状に切り込まれているのである。

【００４３】

そして、上記膜本体（２３ａ）の底辺（Ｘ１）から図１や図６～８のように、ほぼ四角形の垂れ膜片（２３ｂ）が連続一体に張り出し形成されている。その膜本体（２３ａ）の底辺（Ｘ１）から張り出し垂下する垂れ膜片（２３ｂ）の縦辺（Ｙ）は、上記膜本体（２３ａ）における斜辺（Ｚ）の長さと同じか、又はこれよりも短かい一定長さに寸法化されており、傘布（１４）へのオーバーラップ状態となる膜本体（２３ａ）に対して、その外側から垂れ膜片（２３ｂ）を折り返し重合状態に結束しやすく定められている。

40

【００４４】

その場合、上記膜本体（２３ａ）の頂点（Ｐ）に位置する石突用の係止孔（２４）は、これを図６、７のような膜本体（２３ａ）と別個の弾性材から成る係止リングとして具体化し、その係止リング（２４）を膜本体（２３ａ）の頂点（Ｐ）へ溶着や接着、縫着などの手段によって、取り付け一体化することが好ましい。石突（１１）の太さに変化があっ

50

ても、その膜本体(23a)の係止リング(24)を雨傘の石突(11)へ、常時密着状態に安定良く係止させることができるからである。

【0045】

又、上記垂れ膜片(23b)の裾部には図4のような夜間に通行車両(自転車も含む)などからの光を受けて反射する蛍光帯(26)を、その横片(X2)に沿って溶着や接着、縫着などの手段によって取り付け一体化しておくことが望ましい。使用者の安全確保に役立つからである。

【0046】

上記二等辺三角形に造形された膜本体(23a)の頂角()は、約120度~約180度に設定することが望ましい。約120度よりも小さい角度であると、その膜本体(23a)の底辺(X1)から張り出し垂下する垂れ膜片(23b)の横片(膜幅)(X2)が狭小となり、未だ使用者の身体やその背負いバッグ、手提げ袋、その他の所持物の濡れるおそれがある。他方、約180度よりも大きい角度であると、却って使用者の身体に巻き付いたり、使用者の視界がいたづらに狭くなったりして、降雨時の歩行に危険を招くおそれがある。この点、図示実施形態のような約135度に設定することが、實際上最も好ましい。

10

【0047】

上記濡れ防止膜(23)を使用するに当っては、その二等辺三角形に造形されている膜本体(23a)の頂点(P)に位置する係止リング(24)を、展開した雨傘の石突(11)へ係脱自在に係止させた後、同じく膜本体(23a)の底辺(X1)に開口分布している複数(図例では合計4個)の露先受け入れスリット(25)を、その雨傘に対応位置する親骨(15)の露先(16)へ各々差し込み係止させるのである。

20

【0048】

そうすれば、図1~5や図11のように濡れ防止膜(23)の膜本体(23a)が、雨傘の傘布(14)を外側から二等辺三角形での部分的に被覆するオーバーラップ状態となり、その膜本体(23a)における傘布(14)の周縁部と対応位置する底辺(X1)から、上記濡れ防止膜(23)のほぼ四角形な垂れ膜片(23b)が自づと連続的に折れ曲がって垂れ下がることとなる。

【0049】

その結果、雨傘の握り柄(12)を持つ使用者の身体や手提げ袋、背負いバッグなどの所持物が、上記濡れ防止膜(23)の垂れ膜片(23b)によって一定の角度範囲(図例では約135度)だけ包囲されるのであり、雨水の濡れから防護することができる。

30

【0050】

この点、図11は使用者の背後方向から吹き込む風雨に対して、身体の背中やその背負った乳幼児、ランドセル、リュックサックなどの所持物を濡れから防護するために、その濡れ防止膜(23)の垂れ膜片(23b)が雨傘における使用者の背後へ垂れ下がることとなる使用状態を示しているが、使用者の正面(前)方向や横(左右)方向から吹き込む風雨に対して、身体や抱き持った乳幼児、手提げ袋などの所持物を濡れから防護するような場合には、その濡れ防止膜(23)の垂れ膜片(23b)が使用者の正面や側面へ垂れ下がることとなるように、その雨傘を方向変換して手持ち使用すれば良い。

40

【0051】

上記濡れ防止膜(23)を雨傘に取り付けた状態のまま、その雨傘を折りたたむ場合には、濡れ防止膜(23)の垂れ膜片(23b)を傘布(14)の周縁部と対応位置する膜本体(23a)の底辺(X1)から外側へ折り返し、その膜本体(23a)と延いては傘布(14)を被覆する三重のオーバーラップ状態として、傘布(14)の結束バンド(22)により、図12のように傘布(14)と一緒に折りたたみ状態に安定良く結束すれば良い。

【0052】

更に、上記濡れ防止膜(23)はその膜本体(23a)の露先受け入れスリット(25)を、雨傘における親骨(15)の露先(16)から抜き出すと共に、その後膜本体(2

50

3 a) の係止リング(24)を雨傘の石突(11)から取りはずすことにより携帯することができ、雨傘だけの単独使用も行えるのである。

【0053】

図示の実施形態としては手開き式(非自動展開式)の雨傘を説明したが、下側ハジキ(21)を中棒(10)の中空内部へ押し込み沈没させれば、下口クロ(17)が自動的に上昇して展開する所謂ジャンプ式の雨傘についても、本発明を適用することができる。

【0054】

又、図示の実施形態では傘布(14)が合計8本の親骨(15)によって8等分された雨傘と、その雨傘にふさわしい濡れ防止膜(23)の構成を説明したが、合計10本や12本、16本などの親骨(15)によって、その本数だけ細かく等分された傘布(14)を有する雨傘についても、本発明を準用することができる。

10

【0055】

その場合、親骨(15)の本数が増加しても、これに準用する濡れ防止膜(23)における膜本体(23a)の頂角()は、常に約120度~約180度、就中約135度に設定することが好ましい。

【0056】

何れにしても、上記濡れ防止膜(23)は雨傘自身を特殊・高価に製作させるものでなく、市販されている各種の雨傘へ、使用者が必要に応じて着脱自在に取り付けることができ、その取りはずした状態での雨傘自身も従前どおりに単独使用し得るため、著しく便利である。

20

【符号の説明】

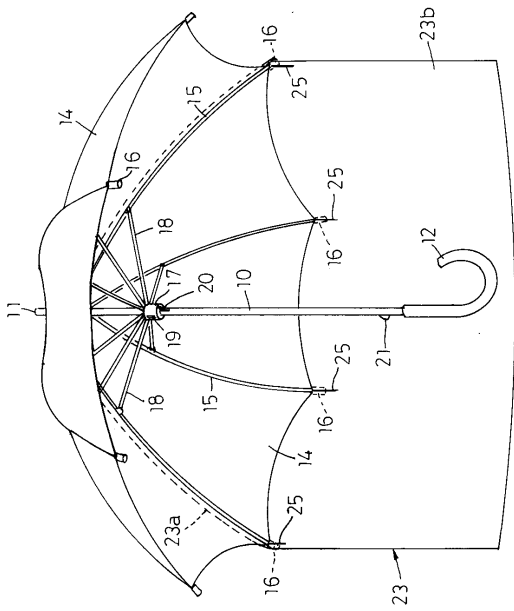
【0057】

- (10)・中棒
- (11)・石突
- (12)・握り柄
- (13)・上口クロ
- (14)・傘布
- (15)・親骨
- (16)・露先
- (17)・下口クロ
- (18)・受け骨
- (19)・ハジキ用係止孔
- (20)・上側ハジキ
- (21)・下側ハジキ
- (22)・結束バンド
- (23)・濡れ防止膜
- (23a)・膜本体
- (23b)・垂れ膜片
- (24)・係止孔(係止リング)
- (25)・露先受け入れスリット
- (26)・蛍光帯
- (P)・頂点
- (X1)・底辺
- (X2)・横辺
- (Y)・縦辺
- (Z)・斜辺
- ()・頂角

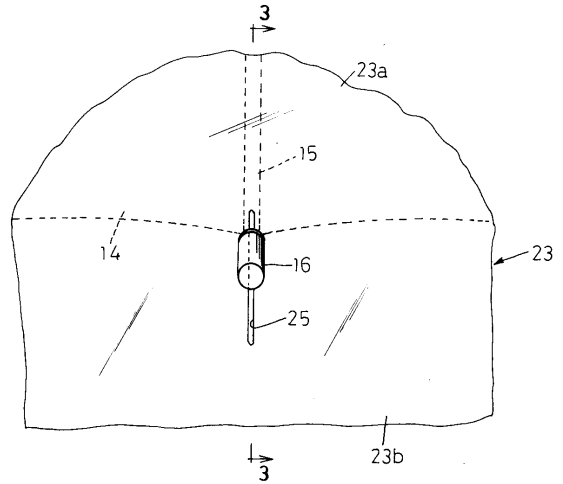
30

40

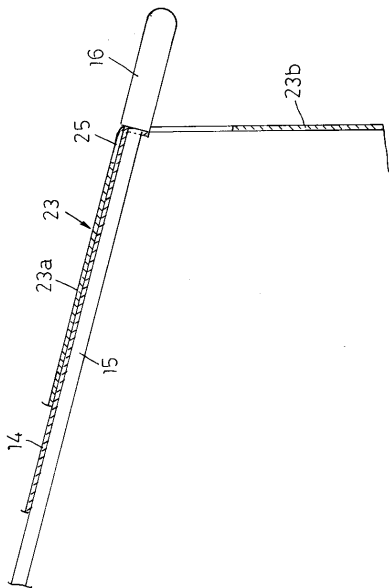
【図1】



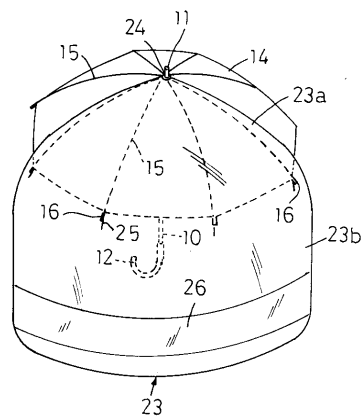
【図2】



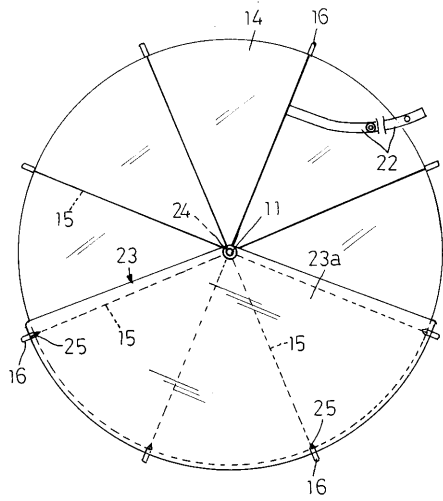
【図3】



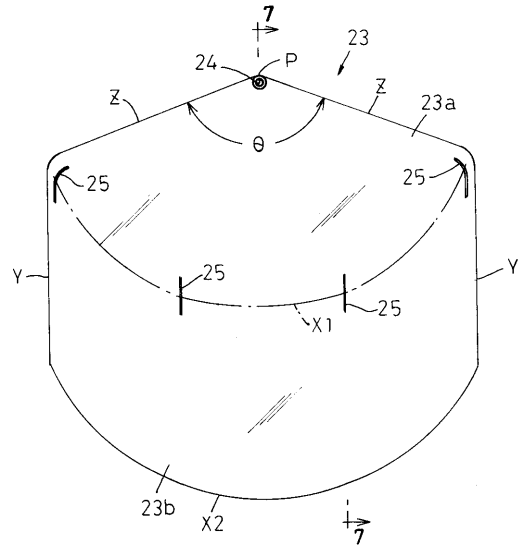
【図4】



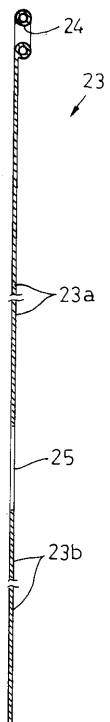
【図 5】



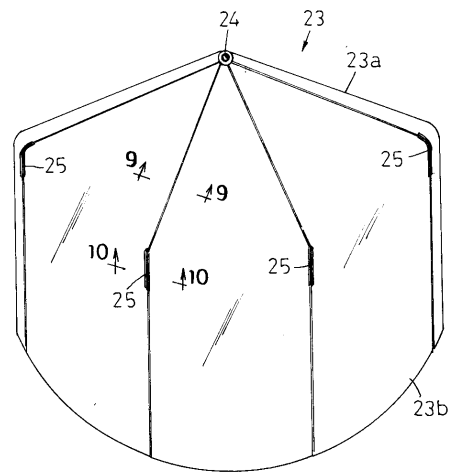
【図 6】



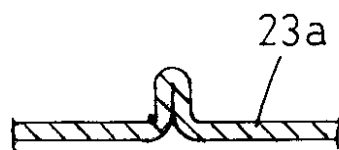
【図 7】



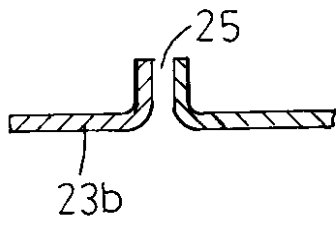
【図 8】



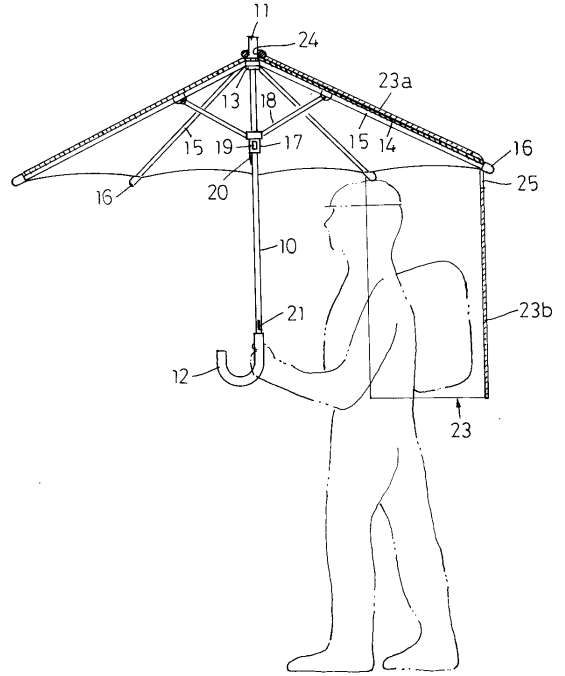
【図 9】



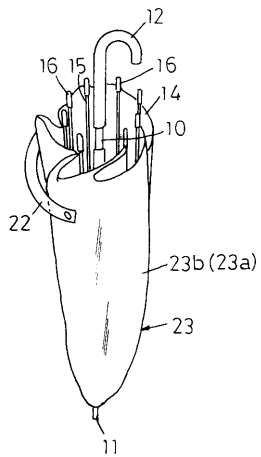
【図10】



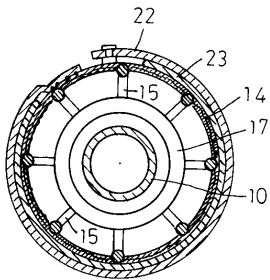
【図11】



【図12】



【図13】



フロントページの続き

- (56)参考文献 登録実用新案第3169395(JP,U)
実開平2-130220(JP,U)
特開2002-253314(JP,A)
特開2003-33211(JP,A)
特開2006-247149(JP,A)
特許第4119220(JP,B2)
登録実用新案第3179352(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A45B 15/00
A45B 25/18